

前回（2月4日）以降の原子力規制庁の動き

令和8年3月4日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

- 2/24 第60回原子力規制委員会（非公開臨時会）
- ②東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の結果及び今後の対応について
 - ③令和7年度第3四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）
- 3/4 第63回原子力規制委員会（定例会）
- ①東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する令和7年度原子力規制検査の結果を踏まえた対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出

審査実績

- 【6号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】
 - 審査会合：なし
 - ヒアリング：2/2、2/5、2/12、2/19
 - 資料提出：なし
- 【6号機 設計及び工事の計画の認可に関するもの】
 - 審査会合：なし
 - ヒアリング：2/12
 - 資料提出：なし
- 【6号機 長期施設管理計画の認可に関するもの】
 - 審査会合：2/17
 - ヒアリング：2/3
 - 資料提出：なし
- 【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】
 - 審査会合：なし
 - ヒアリング：2/2、2/5、2/12、2/16、2/19
 - 資料提出：なし
- 【7号機 設計及び工事の計画の認可に関するもの】
 - 審査会合：なし
 - ヒアリング：3/2
 - 資料提出：2/25

規制法令及び通達に係る文書

- 2/6 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第6号機及び第7号機の使用前確認申請書及び使用前検査申請書に係る変更の内容を説明する書類、使用承認申請の取下げを受理
- 2/10 東京電力ホールディングス（株）に柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る使用承認申請書について処分を行わないことを通知
- 2/16 東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所の工事計画届出書を受理
- 2/17 令和7年度第3四半期原子力安全実績指標の報告を受理
- 2/19 東京電力ホールディングス（株）に柏崎刈羽原子力発電所第6号機に係る試験使用承認書を交付

- 2/24 東京電力ホールディングス(株)に令和7年度原子力規制検査における重要度等の暫定評価を通知
- 2/25 東京電力ホールディングス(株)から令和7年度原子力規制検査における重要度等の暫定評価についての回答を受理
- 2/25 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第7号機の設計及び工事計画軽微変更届出書を受理
- 2/25 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置許可に係る変更の届出を受理
- 2/25 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第7号機の設計及び工事の計画の認可申請を受理
- 2/27 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書を受理
- 2/27 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の原子力発電工作物廃止届出を受理
- 3/2 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第6号機及び第7号機の使用前確認申請書及び使用前検査申請書に係る変更の内容を説明する書類並びに使用承認申請書を受理

被規制者との面談

- 2/2 柏崎刈羽原子力発電所の許認可申請予定について
- 2/4 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉における地震等に関する面談
- 2/9 柏崎刈羽原子力発電所6号炉の長期施設管理計画認可申請に関する面談
- 2/13 柏崎刈羽原子力発電所の許認可申請予定に関する面談
- 2/16 柏崎刈羽原子力発電所の申請の現状に関する面談
- 2/16 柏崎刈羽原子力発電所の工事計画届出(立入制限区域用非常用ディーゼル発電機の設置)に関する資料提出
- 2/17 柏崎刈羽原子力発電所6号炉の長期施設管理計画認可申請に関する面談
- 2/17 東京電力ホールディングス(株)の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉における地震等に関する資料の受取
- 2/20 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所第7号機の特定重大事故等対処施設に係る使用前確認申請等に関する面談
- 2/25 東京電力ホールディングス(株)の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉における地震等に関する面談
- 2/25 柏崎刈羽原子力発電所第7号機の設計及び工事の計画の認可申請(所内常設直流電源設備(3系統目)の設置)に関する資料提出
- 2/27 柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請(6号炉及び7号炉の重大事故等対処設備の運転上の制限に係る記載の一部見直し)に関する資料提出

その他

- 2/9 報告書案の公表 令和7年度第3四半期原子力規制検査報告書(案)
- 3/2 報告書の公表 令和7年度第3四半期原子力規制検査報告書

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで公開

・全国のモニタリングポスト等の測定値をリアルタイムで配信するとともに、原子力災害の発生時には緊急時モニタリングの結果も公開 : <https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降の環境放射線モニタリング結果を公開
: <https://radioactivity.nra.go.jp/ja>
- ・ 47 都道府県における環境放射能調査等の結果を公開するとともに、放射能と放射線に関する基礎知識などの情報も掲載 : <https://www.envraddb.go.jp/>

以 上

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

令和7年度(第3四半期)

原子力規制検査報告書

(原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査)

令和8年2月

原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
2. 運転等の状況	1
3. 検査結果	2
4. 検査内容	2
別添 1 確認資料	
1 日常検査	別添 1-1
2 チーム検査	別添 1-9

1. 実施概要

- (1) 事業者名：東京電力ホールディングス株式会社
- (2) 事業所名：柏崎刈羽原子力発電所
- (3) 検査期間：令和7年10月1日～令和7年12月31日
- (4) 検査実施者：

柏崎刈羽原子力規制事務所

伊藤 信哉

出水 宏幸

伊藤 健

野澤 俊也

武岡 英二

松宮 壽人

福島第二原子力規制事務所

久光 仁

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

小野 達也

原子力規制部検査グループ専門検査部門

鎌田 英久

加藤 明日香

河合 潤

中田 聡

大江 勇人

坂本 浩志

坂本 千明

末永 憲吾

検査補助者：

柏崎刈羽原子力規制事務所

百瀬 元善

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

和泉 博之

飯吉 栄輔

2. 運転等の状況

号機	電気出力 (万 kW)	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	110.0	停止中

2号機	110.0	停止中
3号機	110.0	停止中
4号機	110.0	停止中
5号機	110.0	停止中
6号機	135.6	停止中
7号機	135.6	停止中

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や保安に関する事項、保安活動の状況、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の保安活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第3四半期の結果は、以下のとおりである。

3.1 検査指摘事項等

検査指摘事項等なし

3.2 検査継続案件

検査継続案件なし

4. 検査内容

4.1 日常検査

(1) BM1040 ヒートシンク性能

検査項目 ヒートシンク性能

検査対象

- 1) 6号機 取水路角操作の時の原子炉補機冷却海水系(C) 取水槽水位低下事象
【令和7年度第2四半期に検査を開始したもの】

(2) BM0060 保全の有効性評価

検査項目 保全の有効性評価

検査対象

- 1) 6号機 原子炉内蔵型再循環ポンプの点検周期延長【令和7年度第2四半期に検査を開始したもの】

2) 6号機 残留熱除去系注入弁 E11-M0-F005A 分解点検

(3) BM0100 設計管理

検査項目 設計管理の適切性

検査対象

- 1) 6号機 燃料取替機制御装置更新工事に伴うインターロック設計管理【令和7年度第1四半期に検査を開始したもの】
- 2) 監視測定設備のうちデータ処理装置の機能喪失(LC0逸脱事象)【検査未了】

(4) BM0110 作業管理

検査項目 作業管理

検査対象

- 1) 6号機 原子炉再循環ポンプ低速運転における不具合対応【令和7年度第1四半期に検査を開始したもの】【検査未了】

(5) B01020 設備の系統構成

検査項目 標準的系統構成

検査対象

- 1) 6号機 残留熱除去系注入弁(A)シートパスに伴う系統構成の変更
- 2) 原子炉補機冷却水系タイライン切替時の系統構成

(6) B01030 原子炉起動・停止

検査項目 原子炉起動停止

検査対象

- 1) 6号機 原子炉起動【令和7年度第1四半期に検査を開始したもの】【検査未了】

(7) B01040 動作可能性判断及び機能性評価

検査項目 動作可能性判断及び機能性評価

検査対象

- 1) 第一ガスタービン発電機(共用B)の制御回路の絶縁低下事象
- 2) 5号機 非常用ディーゼル発電機(A)点検手入れ工事後の運転性能
- 3) 7号機 非常用ディーゼル発電機(A)シリンダ浸水警報発生
- 4) 監視測定設備のうちデータ処理装置の機能喪失(LC0逸脱事象)
- 5) 6号機 制御棒駆動水ポンプ(A)のメカニカルシールの漏えいを伴う運転継続【検査未了】

(8) B00060 燃料体管理(運搬・貯蔵)

検査項目 燃料の運搬等

検査対象

- 1) 6号機から3号機への使用済燃料の所内運搬【検査未了】
- 2) 4号機 使用済燃料の中間貯蔵施設向け構内輸送【令和7年度第1四半期に検査を開始したもの】

検査項目 燃料の貯蔵管理

検査対象

- 1) 7号機 炉心燃料取出作業

(9) B01070 運転員能力

検査項目 運転シミュレータによる事故対応の訓練状況

検査対象

- 1) 6号機 シミュレータ装置による臨界操作から核加熱操作

(10) BE0020 火災防護

検査項目 四半期検査

検査対象

- 1) ガスタービン発電機地下燃料貯蔵施設における燃料漏えい検知器の維持管理
- 2) 6/7号機 大規模火災発生時の自衛消防隊員による消火活動

(11) BE0060 重大事故等対応要員の能力維持

検査項目 重大事故等発生時に係る力量の維持向上のための教育及び訓練

検査対象

- 1) 6/7号機 原子炉格納容器フィルタベント装置による原子炉格納容器過圧破損防止操作
- 2) 6/7号機 可搬型代替熱交換器による原子炉格納容器除熱操作
- 3) 6/7号機 ガスタービン発電機からの非常用高圧母線受電操作

検査項目 大規模損壊発生時に係る力量の維持向上のための教育及び訓練

検査対象

- 1) 6/7号機 大規模損壊対応技術的能力確認訓練

(12) BE0100 津波防護

検査項目 津波防護

検査対象

- 1) 使用済燃料の中間貯蔵施設向け輸送船の津波発生時の緊急離岸訓練【令和7年度第2四半期に検査を開始したもの】

(13) BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 日常観察

検査対象

- 1) 6号機 号炉間融通ケーブルの一時的な誤接続に対するCR起票遅れ

検査項目 半期検査

検査対象

- 1) ヒューマンエラー根本原因分析結果に基づく改善策の実施状況【令和7年度第1四半期に検査を開始したもの】【検査未了】
- 2) 2025年度上期不適合及び是正処置・未然防止処置の実施状況

4.2 チーム検査

(1) B01070 運転員能力

検査項目 運転責任者認定試験の適切性

検査対象

- 1) 令和7年度第3回 運転責任者認定試験

(2) BE0070 重大事故等対応要員の訓練評価

検査項目 重大事故等発生時に係る訓練

検査対象

- 1) 成立性の確認訓練

検査項目 大規模損壊発生時に係る訓練

検査対象

- 1) 技術的能力の確認訓練

(3) BE0080 重大事故等対応訓練のシナリオ評価

検査項目 重大事故等発生時に係る訓練

検査対象

- 1) 成立性の確認訓練【令和7年度第2四半期に検査を開始したもの】

検査項目 大規模損壊発生時に係る訓練

検査対象

1) 技術的能力の確認訓練

(4) BQ0010 品質マネジメントシステムの運用

検査項目 年次検査

検査対象

1) 改善措置活動の実効性、他施設における運転経験及び知見の活用【検査未了】

令和 7 年度第 3 四半期の原子力規制検査等の結果

令和 8 年 2 月 25 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり報告及び了承を諮るものである。

- ・ 令和 7 年度第 3 四半期に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子力規制検査等の結果について報告
- ・ 令和 7 年度第 3 四半期の安全実績指標（以下「PI」という。）の結果を踏まえた東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所 7 号機に対する対応方針の了承

2. 原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全関係）の実施結果

(1) 検査の実施状況

原子力規制事務所が中心に実施する日常検査及び本庁が中心に実施するチーム検査については、原子力規制委員会にて了承された検査計画¹に従い実施した。

(2) 検査指摘事項

検査指摘事項に該当するものは下表のとおり 2 件確認された。

詳細は、別紙のとおり。

当該期間における検査指摘事項

番号及び件名	重要度 ² ／深刻度 ³
概要	
実用発電用原子炉	
1. 泊発電所 3 号機 連結送水管送水口及び消火ポンプの使用不可時における代替措置の未実施	緑／SLIV
<p>令和 7 年 5 月 20 日、建築設備保全委託業務の委託作業員が、3 号機原子炉補助建屋海側外壁面に設置された連結送水管送水口の点検を実施しようとしたところ、敷地地下水位上昇対策工事の掘削工事により当該送水口に接近できず点検できない状況になっていることを確認した。</p> <p>検査官が事業者を確認したところ、当該掘削工事が周囲の設備に与える影響の確認を十分に実施しておらず、当該送水口が使用できなくなる状況が関係部署に正しく報告されなかったため、代替措置が実施されていなかったとの説明を受けた。</p> <p>このため、規制基準対応として追加設置した代替注水接続口の一部を改造し、当該送水口の代替として使用する措置を行うまでの約 10 ヶ月の期間、連結送水管を使用した消火活動が実施できない状態であった。</p> <p>さらに、この 10 ヶ月間における消火用水供給系統の状況を検査官が確認したところ、弁点検により消火ポンプ全台が使用できない期間が 6 日間あり、この間の代替措置として、事業者は当該送水口が使用できないにもかかわらず、有事の際には消防車両ホース</p>	

¹ 令和 7 年度第 11 回原子力規制委員会（令和 7 年 5 月 28 日）

² 重要度：検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の 4 つに分類する。核燃料施設等については、「追加対応なし」、「追加対応あり」の 2 つに分類する。

³ 深刻度：法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4 段階の深刻度レベル（SL：Severity Level）により評価する。

を当該送水口に接続し送水を行うこととしていたため、この期間、消火用水供給系統が機能喪失していたことが判明した。	
2. 女川原子力発電所 2 号機 設計引継ぎ不足による火災発生時の原子炉停止手動操作手順書の未作成及び教育訓練の未実施	緑／SLIV
令和 7 年 6 月 16 日から実施した女川原子力発電所 2 号機に対するチーム検査において、単一の火災区画で発生した火災により多重化されている安全機能を全て喪失した場合に、対応要員が操作を実施することにより原子炉の高温停止及び低温停止を達成することとしていたが、設計時の部門間での設計の引継ぎが不足したことにより、手動操作手順書の作成及び運転員への教育訓練が実施されていないことを確認した。	
核燃料施設等	
検査指摘事項なし	

(3) 検査継続案件

以下の検査気付き事項については、更なる事実確認等のため、継続して検査中である。

- ① 島根原子力発電所 2 号機 原子炉棟空調換気系による温度管理について

(4) 深刻度評価のみ行った案件

令和 7 年度第 3 四半期において、深刻度評価のみを行った案件はなかった。

(5) 検査結果の報告書案に対する事業者からの意見聴取について

事業者からの意見はなかった。

(6) 安全実績指標 (PI) ⁴について

令和 7 年度第 3 四半期の実用発電用原子炉施設の PI については、令和 8 年 2 月 16 日までに事業者から提出された。東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号機については、重大事故等対処及び大規模損壊対処に係る監視領域 (小分類) において「白」だが、これを除いた全ての実用発電用原子炉施設の PI は「緑」であった。

(7) 原子力規制検査報告書の公開等について

第 3 四半期の各原子力施設の原子力規制検査報告書については、別途事業者に通知し、原子力規制委員会のホームページに掲載する⁵。また、PI については、原子力規制委員会のホームページに掲載している⁶。

3. 令和 7 年度第 3 四半期の PI の結果を踏まえた東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号機に対する対応方針【了承事項】

(1) 令和 6 年度の PI の実績による対応の経緯

東京電力柏崎刈羽原子力発電所 7 号機については、令和 6 年度第 4 四半期の PI に係る報告において、令和 6 年度第 1 四半期から第 4 四半期の連続する過去 4 四半期に発生した重大事故等対処設備の運転上の制限からの逸脱 (以下「SA 設備の LCO 逸脱」という。) の件数が 4 件となったことから、安全実績指標に関するガイドに基づき「白」に分類された。これを受けて令和 7 年度第 6 回原子力規制委員会 (令和 7 年 4 月 30 日)

⁴ 核燃料施設等の放射線安全に係る PI については、年度ごとに提出される。

⁵ <https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/index.html>

⁶ <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA019000002>

において、7号機の対応区分を第1区分から第2区分に変更することが了承され、追加検査を実施した。追加検査の結果、事業者において当該事案の不適合の除去及び再発防止対策の実施が確認されたことを受けて、令和7年度第19回原子力規制委員会（令和7年7月9日）において、7号機の対応区分を第2区分から第1区分に変更することが了承された。

(2) 令和7年度第3四半期のPIの実績

その後、令和7年度第3四半期にSA設備のLCO逸脱1件が発生し、令和6年度第4四半期から令和7年度第3四半期の期間においてSA設備のLCO逸脱が4件となり、2.(6)に記載のとおりPIは「白」となった。このうちの3件は、既に追加検査で対応したものである。

(3) 令和7年度第3四半期のPIの「白」を受けた対応方針

以上の経緯を踏まえ、既に追加検査で再発防止対策の実施が確認されている上記のSA設備のLCO逸脱3件の事象は、原子力規制検査等実施要領に則り、原子力規制検査の対応区分を設定する際の評価対象から除外し、東京電力柏崎刈羽原子力発電所7号機の対応区分を変更しないこととし、したがって追加検査を実施しないこととする。

表 柏崎刈羽原子力発電所7号機 過去4四半期において発生したSA設備のLCO逸脱（過去4四半期：令和6年度第4四半期～令和7年度第3四半期）

発生時期	事象
令和6年度第4四半期	①柏崎刈羽原子力発電所7号機 緊急時対策所衛星電話設備（常設）No.2の通信不能に伴う運転上の制限からの逸脱
	②柏崎刈羽原子力発電所7号機 緊急時対策所衛星電話設備（常設）No.5の通信不能に伴う運転上の制限からの逸脱
	③柏崎刈羽原子力発電所7号機 中央制御室衛星電話設備（常設）の通信不能に伴う運転上の制限からの逸脱
令和7年度第3四半期	④柏崎刈羽原子力発電所6,7号機 監視測定設備の機能喪失による運転上の制限からの逸脱

4. 東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査⁷の実施結果

(1) 検査の実施状況

令和7年度東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施に係る計画に基づき、以下について検査を行った。

① 施設定期検査

第3四半期における施設定期検査は、大型機器除染設備、減容処理設備等の9件の性能検査を行った。

② 保安検査

- 廃炉プロジェクトマネジメント

⁷ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第7項に規定する検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第18条の2第1項第2号に規定する検査（施設定期検査）、同第3号に規定する検査（保安検査）を対象とする。

(ALPS 処理水海洋放出に係る対応を含む)

- 放射線管理
- 火災対策（水素対策を含む）
- 燃料デブリ等取出準備
- 放射性廃棄物管理
- 改善活動の実効性
- その他の保安活動

(2) 検査指摘事項

該当なし。

第3四半期の福島第一原子力発電所の実施計画検査報告書については、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページ⁸に、令和7年度（第3四半期）原子力規制検査報告書とは別に掲載する。

⁸ <https://www.nra.go.jp/activity/earthquake/kisei/jisshi/index.html>

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

令和7年度(第3四半期)

原子力規制検査報告書

(核物質防護に係る基本検査)

令和8年2月

原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
2. 運転等の状況	1
3. 検査結果	1
4. 検査内容	2
別添 1 確認資料	
1 日常検査	別添 1-1
2 チーム検査	別添 1-3

1. 実施概要

(1) 事業者名: 東京電力ホールディングス株式会社

(2) 事業所名: 柏崎刈羽原子力発電所

(3) 物理的防護

検査期間: 令和7年10月1日～12月31日

検査実施者:

柏崎刈羽原子力規制事務所 1名

放射線防護グループ核セキュリティ部門 7名

検査補助者:

柏崎刈羽原子力規制事務所 1名

放射線防護グループ核セキュリティ部門 1名

2. 運転等の状況

号機	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	停止中(定期検査中)
2号機	停止中(定期検査中)
3号機	停止中(定期検査中)
4号機	停止中(定期検査中)
5号機	停止中(定期検査中)
6号機	停止中(定期検査中)
7号機	停止中(定期検査中)

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や核物質防護に関する事項、防護措置の状況、リスク情報等を踏まえて選定した。検査においては、事業者の実際の防護措置、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第3四半期の結果は、以下のとおりである。

3.1 検査指摘事項等

検査指摘事項等なし

3.2 検査継続案件

検査でパフォーマンス劣化が確認された(その可能性があるものを含む。)が、更なる事実確認等のため、検査を継続している案件は、以下のとおりである。

件名	核物質防護秘密の管理の手順から外れた取扱い
検査運用ガイド	PP1201 核物質防護秘密の管理
検査種別	チーム検査
検査開始時期	令和7年度第1四半期
事象の概要	令和7年6月12日、事業者より核物質防護秘密の管理の手順から外れた取扱いと考えられる事案を確認したとの報告があった。詳細について調査中。

4. 検査内容

4.1 日常検査

(1) PP1102 特定核燃料物質の常時監視

検査対象

- 1) 特定核燃料物質の常時監視に関する設備
- 2) 特定核燃料物質の常時監視に関する装置
- 3) 特定核燃料物質の常時監視に関する巡視記録

(2) PP1301 防護区域等への人の立入り(常時立入者への証明書等の発行)

検査対象

- 1) 防護区域等への常時立入者として証明書等を発行された者

(3) PP1401 防護区域等への人の立入り(一時立入者の監督)

検査対象

- 1) 防護区域へ立ち入る一時立入者の監督

(4) PP1402 防護区域への車両の立入り

検査対象

- 1) 防護区域への入域許可証の発行を受けた車両

(5) PP1403 周辺防護区域及び立入制限区域への車両の立入り

検査対象

- 1) 周辺防護区域及び立入制限区域の車両入口を通過する車両

(6) PP1406 防護区域等の出入口の措置(目視等による点検)

検査対象

- 1) 防護区域等へ人、手荷物、車両によって持ち込まれる物品及び防護区域等から人、手荷物、車両によって持ち出される物品

(7) PP1407 防護区域の出入口の措置(金属探知機、核物質検知装置等による点検)

検査対象

- 1) 防護区域へ入域する人、車両及び持ち込まれる荷物並びに防護区域から退域する人、車両及び持ち出される荷物

(8) PP1408 防護区域等の出入口の措置(出入口の常時監視)

検査対象

- 1) 防護区域等の出入口

(9) PP1411 見張人の詰所での一時立入者の監督

検査対象

- 1) 見張人の詰所での一時立入者の監督に関する現場確認

(10) PP1503 周辺防護区域の設定(周辺防護区域の柵等の障壁)

検査対象

- 1) 周辺防護区域の柵等

(11) PP1504 周辺防護区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1) 周辺防護区域の柵等に沿って設置された人の侵入を確認できる設備
- 2) 周辺防護区域の柵等に沿って設置された人の侵入を確認できる装置

(12) PP1505 立入制限区域の設定(立入制限区域の柵等の障壁)

検査対象

- 1) 立入制限区域境界の柵等

(13) PP1507 立入制限区域の設定(人の侵入を確認できる設備又は装置)

検査対象

- 1) 立入制限区域の柵等に沿って設置してある人の侵入を確認できる設備
- 2) 立入制限区域の柵等に沿って設置してある人の侵入を確認できる装置

(14) PP1508 防護区域等の巡視

検査対象

- 1) 巡視方法

(15) PP1514 出入口における鍵の管理

検査対象

- 1) 鍵本体
- 2) 鍵貸出し簿
- 3) 点検簿

(16) PP1520 防護区域内防護対象枢要設備の周囲の柵等の中の作業又は巡視
検査対象

- 1) 防護区域内防護対象枢要設備の周囲の柵等の中での巡視

(17) PP1531 性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価
検査対象

- 1) 性能試験の実施及び核物質防護システム全体の有効性評価

(18) PP1801 教育及び訓練

検査対象

- 1) 特定核燃料物質の防護に係る全ての業務に関連する従業者に対する教育内容
- 2) 特定核燃料物質の防護に係る全ての業務に関連する従業者に対する教育実績
- 3) 被教育者の理解度
- 4) 教育現場確認

4.2 チーム検査

(1) PP1201 核物質防護秘密の管理【検査継続案件あり】

検査対象

- 1) 核物質防護秘密文書の管理状況

(2) PP1202 管理情報の管理

検査対象

- 1) 管理情報文書の管理状況

(3) PP1509 特定核燃料物質を収納する容器の施錠及び封印(事業所内運搬)

検査対象

- 1) 特定核燃料物質を運搬する容器への施錠及び封印に関する要領

(4) PP1510 特定核燃料物質の輸送に関する関係機関への事前通知(事業所内運搬)

検査対象

- 1) 実施した特定核燃料物質の輸送に関する関係機関への事前通知

(5) PP1512 出入口における鍵の複製困難化

検査対象

- 1) 出入口における鍵の複製困難化措置

(6) PP1513 出入口の鍵又は錠に不審点が認められた場合の鍵及び錠の取替え等

検査対象

- 1) 不審点が認められた鍵
- 2) 不審点が認められた錠

(7) PP1704 法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制

検査対象

- 1) 法令遵守及び核物質防護規定遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）
- 2) 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）

原子力規制検査（核物質防護）の検査継続案件

1. 東京電力ホールディングス株式会社本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）

(1) 事案概要

ア 原子力規制庁の確認日 令和7年6月12日

イ 原子力規制委員長及び各委員への報告日 令和7年6月13日

ウ 検査期間

令和7年6月20日、6月30日、7月9日、7月23日、8月7日、9月3日、9月16日、10月16日、10月22日、10月31日、12月4日、12月18日、12月19日、12月24日、令和8年1月9日（チーム検査）

エ 内容

- 原子力規制庁は、令和7年6月12日及び10月7日、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）本社から、本社社員（以下「社員行為者」という。）が、原子力規制委員会発出の核物質防護秘密が含まれる文書（以下「当該文書A」という。）及び柏崎刈羽原子力発電所作成の核物質防護秘密が含まれる3つの文書（以下「当該文書B」という。）を無断複製していた旨の報告を受けた。
- 本件を受け、原子力規制庁は、令和7年6月20日から令和8年1月9日にかけて、原子力規制検査（チーム検査）を実施した。
- 東京電力では、核物質防護秘密の取扱いについて、必要な手順をマニュアルで定めている。

【当該文書A（紙媒体）について】

- 社員行為者による当該文書Aの複製は2回確認され、同マニュアルの存在を知っていたにもかかわらず、定められた手順を取らずにいずれも当時現行版の当該文書Aを情報保護区域から持ち出して複製した。
- 1回目は、本社核セキュリティ部門で一般職として勤務していた令和2年11月から12月頃、定められた手順を取らずに本社情報保護区域から当該文書Aを持ち出し、本社内において複製した。
- 社員行為者は、令和2年当時、秘密情報取扱者に指定されていた。本社情報保護区域は、セキュリティ部門の執務室と同じ階に設置されており、当時、秘密情報取扱者に指定されている社員であれば、物理鍵を使用して1人で入域すること及び文書保管庫を開けて秘密情報を閲覧することが可能であった。
- 当該文書Aを複製した理由について、社員行為者は、令和2年9月20日に発生した柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案に伴い、同事案への対応を巡って原子力規制庁から問合せが増えることを想定し、正確に回答するために当該文書Aを手元で確認できるようにしたと説明している。
- 社員行為者は、令和3年4月1日付けで本社から同発電所へ人事異動となった際、本社から自宅、更には転勤先アパート、コンビニエンスストア等に当該文書Aをバッグに入れて持ち出した。

- 2回目は、同発電所でセキュリティ部門の管理職として勤務していた令和6年3月頃、定められた手順を取らずに発電所の情報保護区域から当該文書Aを持ち出し、同発電所内において複製した。
- 同発電所の情報保護区域は、セキュリティ部門の執務室と別の階に設定されており、当時、社員行為者が管理する鍵及び生体認証装置によって、1人で同区域に入域すること及び文書保管庫を開けて核物質防護秘密を閲覧することが可能であった。
- 2回目に複製をした同時期（令和6年3月頃）、1回目に無断複製をした旧版の当該文書Aを同発電所においてシュレッダー処理した。
- 2回とも無断複製した当該文書Aについて、情報保護区域の外にあるセキュリティ部門の執務室（本社、発電所）の自席において、退社後は施錠保管していたが、鍵はその所在を容易に推定できる無施錠の引き出しに保管されていた。また、入社後は無施錠のままであった。
- 社員行為者は、令和3年4月1日から令和6年6月30日までの間、同発電所の情報管理責任者に指定されていた。
- また、令和5年6月23日から令和6年6月30日までの間、同発電所の核物質防護管理者（副）にも選任されていた。
- 社員行為者は、令和6年7月1日付けで同発電所から本社へ人事異動となった際、同発電所から自宅に当該文書Aをバッグに入れて持ち出した。
- 社員行為者は、令和6年7月1日から令和7年6月16日までの間、本社情報管理責任者として指定されていた。

【当該文書A（撮影）について】

- 本件の発覚を受け、東京電力が本社情報保護区域内に設置されている監視カメラの録画映像を確認したところ、令和7年2月10日、社員行為者が1人で入域し、当該文書Aの別添資料の特定ページを会社貸与スマートフォンで撮影し、内容の一部を会社貸与パソコンのメール本文に転記して社内関係者16名に送信していた事実も判明した。
- 社員行為者は、メールの送信先に秘密情報取扱者に指定されていない者が数名含まれていたため、秘密情報に当たらないよう、当該文書の考え方のみを記載した。
- 社員行為者は、令和7年2月10日から12日にかけて当該メールを送信した後、同年6月22日までに同スマートフォンから写真データを削除した。当該メールは、本社及び発電所幹部等と防護措置を巡る意見交換をしている中で送信されたものであり、東京電力では、メールの受信者に対する削除確認を終えた（令和7年8月25日）。

【当該文書B（共用フォルダ保存）について】

- 令和5年11月22日、同発電所で勤務していた社員行為者は、定められた手順を取らずに当該文書Bを発電所の情報保護区域から持ち出して複合機でスキャンデータを作成し、同データにパスワードを設定の上、発電所のセキュリティ管理部の共用フォルダに保存した。

- 当該文書Bのデータは、社員行為者が、令和5年11月27日に行政機関に対して発電所の核物質防護措置について説明をするために自ら準備したものである。
- 当該文書Bのデータには、東京電力のセキュリティ部門全体において多用されるパスワードが設定されており、発電所セキュリティ管理部に所属する社員であれば誰でもアクセスできる状態であったものの、秘密情報取扱者に指定されていない社員が閲覧等したアクセスログはない。
- 同データにアクセスしたのは、秘密情報取扱者のみであり、印刷等の記録はない。

【当該文書B（個人フォルダ保存）について】

- 社員行為者は、当該文書Bのデータを令和5年11月22日に会社貸与パソコンC（発電所で使用）の個人フォルダへ、人事異動後の令和6年7月1日に同パソコンD（本社で使用）の各個人フォルダへ保存した。
- パソコンCからDにデータを移行する際、本人のほか発電所総務グループ及び委託企業の一部社員がアクセスできる一時利用フォルダ（一定期間経過後に自動削除）を経由したが、故障パソコンからのデータ移行を除き、通常は本人のみがアクセスする運用である。
- パソコンC、Dともに、社員行為者の個人パスワードが設定（暗号化）されており、社員行為者本人のみが当該文書Bのデータにアクセス可能な仕組みである。
- パソコンCは、社員行為者が本社に異動した令和6年7月1日から令和7年5月13日頃までの間、発電所内で管理された後、故障パソコンとして、令和7年5月14日から同年10月23日までの間、千葉県内の東京電力の施設において管理されていた。
- パソコンDは、当該文書Aの不適切な取扱いが発覚した同時期に不具合が発生した後、本社において管理されていた。令和7年9月4日に別な委託企業において内部データを外部記録媒体に移行し、同年10月6日から千葉県内の東京電力の施設において管理されていた（外部記録媒体は本社情報保護区域で管理）。

オ 該当条文等

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第91条第2項
第27号（秘密の管理）

特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないように管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（略）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。（以下、略）

第29号（妨害破壊行為等の脅威への対応）

前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

カ 再発防止策

事業者では、

- ・ 情報保護区域に1人で入域し、許可なく核物質防護秘密を複写及び同区域外に持ち出すことができる仕組み、状態であったこと
- ・ 核物質防護秘密の不適切な持ち出しを把握できる仕組みが不足していたこと
- ・ 情報管理責任者の行為に対し、誰も疑いを持たなかったこと

などが問題点と認識しており、

- ・ 核物質防護秘密アクセスに対し物理的な制限としてツーマンルールの適用（本社及び発電所：令和7年8月開始）
- ・ 監視カメラ映像の定期的な確認（本社：令和7年7月、発電所：同年8月開始）
- ・ 核物質防護秘密を取り扱う場合の情報保護区域への持込物品の相互確認（本社及び発電所：令和7年9月開始）
- ・ 核物質防護秘密を取り扱う際のツーマンルールをより確実にするための物理的対策（本社及び発電所：令和7年度内予定）
- ・ 情報管理責任者研修の実施（本社及び発電所：令和7年度内予定）

などの再発防止策を講ずることとしている。

(2) 暫定的な評価結果

重要度：白

深刻度：SLⅢ

(3) 備考

本日の委員会での議論を踏まえ、令和7年度第4四半期の原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）の報告に反映することとする。

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する 令和 7 年度原子力規制検査の結果を踏まえた 対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出

令和 8 年 3 月 4 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対する対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出について原子力規制委員会の了承を諮るものである。

2. 経緯

東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する令和 7 年度原子力規制検査で確認した核物質防護秘密の不適切な取扱いに係る検査指摘事項について、令和 7 年度第 60 回原子力規制委員会（令和 8 年 2 月 24 日）において了承を受けた暫定的な重要度評価等（重要度「白」及び深刻度「SLⅢ」）を同日付けで東京電力に通知した。

令和 8 年 2 月 25 日、東京電力から同通知に対して意見はない旨の回答（別紙 1）を受領し、検査指摘事項の重要度評価等は確定した。

3. 対応区分の変更（委員会了承事項）

2. を踏まえ、原子力規制検査等実施要領等に基づき、柏崎刈羽原子力発電所における対応区分を、追加検査の実施に係る通知（別紙 2）を発出した日をもって第 1 区分から第 2 区分に変更することについて了承いただきたい。

4. 追加検査の実施に係る通知の発出（委員会了承事項）

3. の対応区分の変更の了承を踏まえ、原子力規制検査等に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づく追加検査を行うこととし、この追加検査の実施に当たり、規則第 3 条第 3 項等に基づき、東京電力に対し、4 つの項目（①原子力規制検査の結果、②追加検査の区分、③検査事項、④報告すべき事項及び期限）について、別紙 2 のとおり通知することについて了承いただきたい。

別紙 1 令和 7 年度原子力規制検査における重要度等の暫定評価について（回答）（原管発官 R7 第 307 号）

別紙 2 柏崎刈羽原子力発電所における追加検査の実施について（通知）

（添付資料）

参考 関連法令及び関連検査ガイド（抜粋）

以上

原管発官 R7 第 307 号
2026 年 2 月 25 日

原子力規制委員会 殿

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

令和 7 年度原子力規制検査における重要度等の暫定評価について（回答）

2026 年 2 月 24 日付原規放発第 2602241 号にて通知をいただきました、令和 7 年度原子力規制検査における重要度等の暫定評価（当社本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱い）につきまして、当社として意見はありませんので、その旨を回答致します。

以上

(案)

別紙 2

番 号
年 月 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 宛て

原子力規制委員会

柏崎刈羽原子力発電所における追加検査の実施について（通知）

原規放発第2602241号の検査指摘事項に対する重要度評価の結果を受け、原子力規制委員会は、原子力規制検査等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第1号。以下「規則」という。）第3条第2項第1号に基づく追加検査を行うため、規則第3条第3項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 原子力規制検査の結果

令和7年度原子力規制検査により、柏崎刈羽原子力発電所において核物質防護秘密の不適切な取扱いが確認され、重要度評価を「白」と判定した。これを受け、原子力規制検査等実施要領（原規規発第1912257号-1）に基づき、柏崎刈羽原子力発電所の対応区分を、令和8年3月4日から第2区分に変更する。

2. 追加検査の区分

規則第3条第2項第1号に係る追加検査（追加検査1）

3. 検査事項

柏崎刈羽原子力発電所において確認された核物質防護秘密の不適切な取扱いに係る以下の事項について追加検査を行う。

- (1) パフォーマンス上の問題に係る事実関係が詳細に把握されているか。
- (2) 体系的な手法を用いて原因分析が実施され、パフォーマンス上の問題の直接原因、根本原因及び背景要因（核セキュリティ文化上の課題を含む。）が特定されている

(案)

か。

- (3) 特定されたパフォーマンス上の問題の各原因に対して改善措置活動（有効性評価を含む。）が計画され、又は、実施されているか。

4. 報告を求める事項及び期限

令和8年4月6日までに以下の事項を報告するよう求める。

- (1) 令和7年度原子力規制検査により、重要度評価が「白」と判定され、追加検査の実施が必要と判断される要因となった核物質防護秘密の不適切な取扱いに係るパフォーマンス上の問題を含めた事実関係、直接原因、根本原因及び背景要因の特定結果
- (2) 上記(1)をもって特定した内容を踏まえた核物質防護秘密の取扱いに係る改善措置活動の計画及び実施状況

関連法令及び関連検査ガイド（抜粋）

○原子力規制検査等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第一号）（抜粋）

第三条 原子力規制検査は、法第六十一条の二の二第一項各号に掲げる事項の全般について、原子力施設等の種類、規模、状態その他の原子力施設等の安全上の特性に応じて通常要すべき標準的な程度において、年間を通じて行うことを基本とする。ただし、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）における検査（法第六十一条の二の二第一項第三号ロのうち法第五十七条の二第一項の認可を受けた核物質防護規定（同項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に従って講ずべき措置の実施状況並びに法第六十一条の二の二第一項第四号イのうち法第五十六条の三第二項に規定する防護措置及び同号ハのうち特定核燃料物質の防護のために必要な措置の実施状況に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設における検査は、十年に一回行えば足りるものとする。

2 前項の規定による検査において、次に掲げる劣化が認められたときは、追加の検査（次項及び第七条において「追加検査」という。）を行うものとする。

- 一 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における軽微な劣化
- 二 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における劣化（前号及び次号に掲げるものを除く。）
- 三 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における長期間にわたる又は重大な劣化

3 原子力規制委員会は、追加検査を行おうとするときは、あらかじめ、原子力事業者等又は核原料物質を使用する者に対し、第一項の規定による検査の結果並びに前項各号に掲げる認められた劣化に係る追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、報告すべき事項及び期限を示して、安全活動の改善状況に係る報告を求めるものとする。

4 前項の通知を受けた者は、原子力規制委員会に対し、同項の規定により示された事項を、同項の規定により示された期限までに報告しなければならない。

○原子力規制検査等実施要領（抜粋）

2.1 検査の体系等

(2) 検査種別

（略）

追加検査は、事業者が行う安全活動に劣化が確認された事項に対する事業者の対応状況について、事業者が実施する原因分析の実施状況を踏まえつつ、横断領域を含めた幅広い視野から、複数の専門分野の原子力検査官によって、改善の効果を検証し、再発防止が確実なものとなっているかなどを個別具体的に確認する。追加検査の程度は、安全活動の劣化の程度に応じて設定される「2.5 対応区分の設定」により決定する。

2.5 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）

追加検査については、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の値の分類に応じて、表6-1及び表6-2に示すとおり、対応区分を設定する。なお、安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれか分類の程度の大きいもののみを対象として取り扱う。また、新たに原子力規制検査の検査対象となったプラントについては最初の対応区分が設定されるまでは、第1区分に設定されているものとみなす。

追加検査は、「各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態（第1区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態（第2区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態（第3区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態（第4区分）」又は「監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態（第5区分）」の5つの対応区分のうち、第2区分、第3区分又は第4区分が設定された場合に行う。

事業者からの安全実績指標の報告又は検査指摘事項の重要度評価の決定により、対応区分の変更を行った場合には、規則第3条第3項に基づき、事業者に対して、その旨を通知するとともに、事業者に根本的な原因分析並びに安全文化及び核セキュリティ文化の改善に係る検討（第4区分が設定された場合には、外部機関による評価を含む。）を伴う改善措置活動の計画並びにその実施結果の報告を求める。また、3年間以上継続して第3区分が設定された事業者に対しては、安全活動の改善に係る取組状況等について追加で報告を求める。

追加検査は、原則として、第2区分又は第3区分が設定された場合は、事業者から前記の実施結果の報告があった時点以降に実施し、第4区分が設定された場合は、区分の設定から6か月以内に改善措置活動の計画の報告を行うよう、事業者に求めた上で、その計画の報告を受理した後、当該計画を踏まえた追加検査の計画を作成し、追加検査を行う。追加検査の要因となった事象によっては、事業者からの報告を待つことなく、事

実関係の把握等を目的として追加検査の計画を作成し、追加検査を行うことができる。また、追加検査の要因となる複数の事象の間に関係性がある場合において、それらの事象を一体のものとして追加検査を行うことができる。

追加検査によって、その要因となる事象についての改善の効果が確認できた場合は、第1区分に変更し、事業者に通知する。

なお、追加検査の要因となる事象が複数ある場合は、それらの事象のうち改善の効果が確認できたものについて評価基準から除外して、新たな対応区分を設定する。

3.1 検査計画

原子力規制検査は、総合的な評定の結果及びその他の関連事情を勘案して、検査の程度を決定し、計画して実施するため、総合的な評定を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画を合わせて作成し、事業者に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。ただし、追加検査及び特別検査は、総合的な評定を待つことなく実施することから、事案が発生した都度、個別に計画を作成し、検査の対象、内容、期間等について当該事業者に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。なお、勘案すべきその他の関連事情には、原子力施設の種別、規模及び建設段階、供用段階、廃止措置段階等の原子力施設の状態等が含まれる。

(略)

3.3 検査報告書の作成

(略)

追加検査又は特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。検査報告書の案は書面により事業者へ通知し、事業者から事実誤認に関する申出がある場合は、文書にて受け取る。これらの文書は、不開示情報を除き公開する。当該申出と併せて追加検査又は特別検査の検査報告書を原子力規制委員会に報告する。

表6-1 対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	全ての安全実績指標が緑 ^{※1} であって、かつ、検査指摘事項がない場合又は検査指摘事項がある場合においてその全ての評価が緑のとき	一つの監視領域（大分類）において白が1又は2生じている	<ul style="list-style-type: none"> 一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1生じている（以下「監視領域（小分類）の劣化」という。）又は、 一つの監視領域（大分類）において白が3生じている 	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている^{※2}又は、 監視領域（小分類）の劣化が2以上生じている又は、 黄が2以上又は赤が1生じている 	事業者が国民の健康と安全性の保護を確保するための安全活動を実施し、又は実施することができるという妥当な確信が原子力規制委員会にない状況（施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等）
検査対応	項目	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 追加検査はなし 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第1号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第2号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第3号に係る追加検査
	視点等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の是正処置の状況を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンス上の問題が認められた事業者の安全活動を追加検査項目とする 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンス上の問題が認められた事業者の安全活動と、それに関連するQMS要素を追加検査項目とする 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンス上の問題が認められた監視領域に係る全体的な事業者の安全活動と、全てのQMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定

規則：原子力規制検査等に関する規則

※1 全ての安全実績指標に係る安全活動の実績がなく、報告すべき安全実績指標の値がない場合を含める。

※2 「監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている」とは、5四半期を超えて監視領域（小分類）の劣化が生じている状態で、更にいずれかの監視領域（小分類）において白が生じた場合をいう。

○原子力規制検査における追加検査運用ガイド（GI0011）（抜粋）

2. (1) 追加検査 1

規則第 3 条第 2 項第 1 号に係る追加検査

3.1 検査対象

実施する追加検査は、対応区分に応じて決定する。

(1) 追加検査 1

a. 実用発電用原子炉施設

一つの監視領域（大分類）において白が 1 又は 2 生じている場合に実施する。

（略）

3.2 検査の体制

各担当部門は、追加検査の検査事項を勘案して専門的な知識を有する原子力検査官（以下「検査官」という。）を指名し、米国 NRC の検査ガイドに記載されている体制を参考に、以下を目安としてチームを編成する。

なお、チーム編成の際には、追加検査実施の起因となった指摘事項を発見した検査官又はその検査のリーダー等を含めて、関連する情報を共有できる体制を構築することが望ましい。

(1) 追加検査 1

専門的な知識を有する検査官 1～2 人及び対象事業者の施設を担当する原子力規制事務所（以下「事務所」という。）の検査官の計 2～3 人の体制とする。

本追加検査に要する時間は、対応する検査官全員で約 40 人・時間程度を目安とする。

4. 追加検査の実施内容

追加検査の実施内容は原子力規制委員会の了承を得てその都度決定する。 その際に参照する追加検査の実施内容を以下に示す。これは、米国 NRC の検査ガイドに記載されている追加検査の内容（具体的には IP95001～95003 の「Inspection Requirements」）及び原子力規制委員会が実施した追加検査の実績を踏まえたものである。

なお、追加検査に係る事務手続きについては、「GI0009 重要度評価等の事務手順運用ガイド」に沿って行う。

4.1 追加検査 1

追加検査 1 では、事業者の原因分析や再発防止策の適切性を確認する。

具体的には、「BQ0010 品質マネジメントシステムの運用」の基本検査ガイドを適宜参照しつつ、以下の観点から確認を行う。

(1) パフォーマンス上の問題（白以上の検査指摘事項又は安全実績指標）に係る事実関

係が詳細に把握されているか。(誰が特定したか、問題の継続時間、原子力安全への影響、法令違反の有無など)

- (2) 体系的な手法を用いて原因分析が実施され、以下の点を含め、パフォーマンス上の問題の直接原因、根本原因及び背景要因(安全文化や核セキュリティ文化上の課題を含む。)が特定されているか。
 - ① 過去に類似の問題が起きていないか、運転経験を再発防止に活かしていたか。
 - ② 特定されたパフォーマンス上の問題が複数ある場合、該当する監視領域(小領域)に共通の組織的問題はなかったか。
- (3) 特定されたパフォーマンス上の問題の各原因に対して改善措置活動(有効性評価を含む)が計画され、又は、実施されているか。

5. 追加検査の結果を踏まえた対応

5.1 追加検査結果の報告及び対応区分への反映

追加検査を行った担当部門が事業者の活動による改善の効果を確認した場合は、検査を完了し、当該検査結果及び新しい対応区分を原子力規制委員会に報告する※4。

※4 追加検査は事業者の検査指摘事項等に対する改善措置活動の計画等の状況を確認するものであり、検査官が適切であると認めるまで検査は継続することから、最終的な検査結果として、事業者により改善措置活動の計画が適切に実施されていることを報告することにより、対応区分を第1区分に変更することとなる。

○重要度評価等の事務手順運用ガイド（GI0009）（抜粋）

3. 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）

3.1 対応区分の評価基準

担当部門は、原子力規制検査実施要領の表 6－1 対応区分（実用発電用原子炉施設）又は表 6－2 対応区分（核燃料施設等）に基づき、対応区分を設定する。

3.2 対応区分の変更の時期

- (1) 担当部門は、事業者から安全実績指標が提出された日及び検査指摘事項の重要度評価が最終決定した日から、対応区分の第 2 区分、第 3 区分又は第 4 区分への対応区分変更について検討を行う。
- (2) 対応区分の第 2 区分、第 3 区分又は第 4 区分への変更日は、原子力規制検査等に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 3 条第 3 項に基づく通知（以下「追加検査の実施に係る通知」という。）の日とする。変更の時期は以下のとおりとする。
- (3) 担当部門は、対応区分を第 2 区分、第 3 区分又は第 4 区分に変更した場合は、その要因となった状態の改善状況を追加検査により確認し、改善の効果が確認できた場合は、新たな対応区分を設定する。なお、新たな対応区分の設定日は、追加検査の終了に係る通知の日とする。

3.3 評価基準の対象となる期間の考え方

（略）

- (2) 重要度評価結果が評価基準の対象となる期間は、締めくくり会議で検査指摘事項とした日の属する四半期初日から、追加検査終了の通知の日までとする。

3.4 追加検査の実施に係る手続き

- (1) 担当部門は、対応区分を第 2 区分、第 3 区分又は第 4 区分に変更する場合には、原子力規制委員会にその旨の報告を行い、追加検査の検査事項（原子力規制検査等実施要領の表 6－1 又は表 6－2 の「検査対応」にある追加検査で確認する事業者の安全活動等）、報告を求める事項（原子力規制検査等実施要領に基づき、根本的な原因分析並びに安全文化及び核セキュリティ文化の改善に係る検討（第 4 区分が設定された場合には、外部機関による評価を含む。）を伴う改善措置活動の計画並びにその実施結果）及び期限について原子力規制委員会の了承を得る。その後、追加検査の実施に係る通知（様式 3－1）を通知する。

※ 法に基づく保安規定変更命令等の規制措置に関する命令文、報告の指示といった指示文書等については、原子力規制委員会の決定を経たうえで発出する。

- (2) 追加検査の実施に係る通知においては、規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、原子力規制検査の結果（当該原子力施設において対応区分を変更する原因となった検査指摘事項

の判定結果又は安全実績指標の値の分類結果等)、追加検査の区分、検査事項並びに報告を求める事項及びその期限の4項目について明示的に記載する。

3.5 追加検査の計画の作成及び通知

担当部門は、規則第3条第2項に係る追加検査の実施に当たっては、原則として追加検査の実施に係る通知において求めた報告を事業者から受理した後、当該報告を踏まえ、事業者と調整した上で追加検査の計画を作成し、スケジュール等について追加検査開始前に事業者へ通知する。なお、追加検査の要因となった事象によっては事業者からの報告を待つことなく、事実関係の把握等を目的として追加検査の計画を作成し、追加検査を行うこともあり得る。

3.6 追加検査の手数料の徴収

担当部門は、追加検査の実施に当たって、規則第7条に基づき当該事業者に対して対応する手数料の納付を納入告知書の交付により求める。

3.7 追加検査の終了に係る通知

担当部門は、追加検査を終了して対応区分を変更する場合には、当該追加検査の結果について原子力規制委員会に報告し、追加検査を終了することについて了承を得る。その後、追加検査の終了に係る通知（様式3-2）を事業者へ通知する。

3.8 その他

（略）

(4) 担当部門は、追加検査対応に係る通知や報告書等を原子力規制委員会のホームページに掲載し公表する。ただし、核物質防護に関する事項であって、情報公開法に定める不開示情報は除くものとする。また原子力規制委員会のホームページにある当該施設の対応区分の状態を更新する。

(5) 追加検査に係る重要な事項については、必要に応じ原子力規制委員会の了承を得る。